

Trip to IBARAKI

2025年度（令和7年度）

茨城県内周遊バス運行支援について

バス運行支援助成

観光地1カ所周遊、宿泊1泊以上

海外から10名以上のグループ（団体）を送客

茨城県では、県内を周遊・宿泊する訪日旅行商品を造成・催行してくださった旅行会社を対象に、以下の全ての条件を満たした場合に**助成金を交付**します。

今年から一部変更があります。詳しくはHPをご確認ください。

条 件

- ① 県内の観光施設を1カ所以上周遊するバスを運行すること。
- ② 県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- ③ 一つの旅行につき、海外から10名以上のグループ（団体）を送客すること。 ※添乗員は除く
※旅行終了日の翌月末までに実績報告書が提出されない場合は支援取消となります

助成額

一つの旅行につき、以下のいずれかの金額を助成します。

- ① 観光施設を1～2カ所周遊する場合 … **5万円**
- ② 観光施設と食事施設を3カ所以上周遊する場合 … **10万円**
- ③ 県内の観光施設及び食事施設を3カ所以上周遊し、かつ県内の宿泊施設に2泊以上宿泊する場合 … **20万円**

対象期間

2026年1月31日（土）までの間に本国を出発・帰着する旅行

詳細はこちら ▶▶▶

<https://ibr-inbound.com/bustour/>



助成額上限

100万円

※ツアーを催行する
旅行会社1社あたり

茨城県内周遊バス運行支援の申請に係る留意事項

※詳細はホームページでご確認ください。

<https://ibr-inbound.com/bustour/>

- ①申請前に、ツアー行程の内容が交付条件を満たしているかなどについて、事務局にご相談いただくことをお勧めします。
- ②ツアーを手配するランドオペレーターからの申請も可能ですが、同一ツアーについて、催行する旅行会社と手配を行うランドオペレーターの重複申請は認められません。
- ③助成額の上限は、対象期間内の合計で、ツアーを催行する旅行会社1社あたり100万円までとします。
- ④支援事業は、事業予算額を超えた時点で終了となります。その場合、交付条件を満たしていても助成金を交付いたしません。
- ⑤原則として、他の支援金制度との重複利用は認められません。
- ⑥観光施設に、ゴルフ場は含まれます。また、食事施設に、宿泊施設やゴルフ場に付帯する食事施設は含まれません。さらに、トイレ休憩等のみを目的に立ち寄った施設は一カ所としてカウントしません。
- ⑦20名以上の送客で複数台のバスを運行する場合であっても、日程及び行程が同じであれば、それは一つの旅行としてカウントします。**但し、茨城県内のバスを利用した場合、一つの旅行であっても最大3台まで対象とします。**
※バス会社へのお問合せは日本語でお願いします。又、10月～11月は日本の繁忙期となりますので、お早目にお問合せ下さい。
- ⑧助成金は、円建てにより支払います。また、海外送金手数料、書類の不備などで発生した費用、その他の支払いにかかる費用は、申請者の負担とします。
- ⑨不正な手続き等で助成金の交付を受けた場合は、事務局の判断で助成金を返還していただきます。
- ⑩事務局に提出する書類は、日本語・英語・中国語（簡体字及び繁体字）・韓国語・タイ語又はベトナム語で作成してください。
- ⑪貸切バス営業の許可を取っているバス会社を使用した時のみ助成金の対象となります。

